

令和7年1月8日  
あんしん少額短期保険株式会社

## 災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて

この度の令和6年12月28日からの大雪にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

### 3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
<b>【青森県】</b>	
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市	1月4日（土）
南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村	同上
北津軽郡板柳町、鶴田町	同上

#### 【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上